

予 算 要 求 資 料

令和5年度当初予算

支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：県民生活行政費

事業名 新型コロナ人権侵害ネットパトロール事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 人権施策推進課 人権啓発係 電話番号：058-272-1111(内3051)
E-mail : c11227@pref.gifu.lg.jp

1 事 業 費 6,704 千円 (前年度予算額： 6,900 千円)

<財源内訳>

| 区分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | | |
|-----|-------|---------|---------|-----------|---------|-------|-------|-----|---------|
| | | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使 用 料 手数料 | 財 産 収 入 | 寄 附 金 | そ の 他 | 県 債 | 一 般 財 源 |
| 前年度 | 6,900 | 6,900 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 要求額 | 6,704 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6,704 |
| 決定額 | | | | | | | | | |

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

- ・新型コロナウイルス感染防止に取り組む中で、医療従事者やその家族、感染者や濃厚接触者、海外からの帰国者、外国人等に対する不当な差別、偏見、いじめ、誹謗中傷やワクチン接種を受けていない方に対する差別的な扱いは絶対にあってはならないものである。特に、インターネット上のサイトやSNS等でのデマの投稿、心ない誹謗中傷の書き込み、プライバシー侵害等の問題が深刻化しており、こうした人権侵害につながる行為は決して許されるものではない。
- ・また、岐阜県感染症対策基本条例第十四条（何人も、感染症の患者、医療従事者等に対し、感染症のり患、そのおそれ等を理由として、不当な差別的取扱い又は誹謗中傷をしてはならない。）の規定に基づき、患者等の人権侵害等に対して、引き続き支援策に取り組む必要がある。

(2) 事業内容

- ・新型コロナウイルス感染症（ワクチン接種に関する差別、誹謗中傷等を含む）に関するインターネット上の人権侵害事案を常時パトロールし早期発見・早期対応することにより、県民の人権を守るとともに、県人権啓発センターにおいて、弁護士相談や相談者に寄り添った助言等を行い、人権侵害が疑われる事案については法務省へ通報し、早期対応につなげている。
- ・進化の早いネット世界の現状を鑑み、専門業者への委託事業とすることで成果を上げる。

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・県10/10
- ・すべての県民の人権侵害防止対策であるため、県が主体となって事業を進めることが必要である。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|------|-------|---------------|
| 報償費 | 660 | 弁護士相談料 |
| 委託料 | 6,044 | ネットパトロール業務委託料 |
| 合計 | 6,704 | |

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

岐阜県人権施策推進指針

(2) 後年度の財政負担

社会情勢を見据えながら継続実施

事 業 評 價 調 書 (県単独補助金除く)

| |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新規要求事業 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業 |

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

ネットパトロールにより人権侵害につながる可能性のある書き込みを早期発見・早期対応することにより、新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害事案から県民を守るとともに、県人権啓発センターにおいて、弁護士相談や被害者に寄り添った助言等を実施し、被害者を救済する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

| 指標名 | 事業開始前 (R) | R3年度 実績 | R4年度 目標 | R5年度 目標 | 終期目標 (R) | 達成率 |
|-----|---------------|------------|------------|------------|--------------|-----|
| | | | | | | |

○指標を設定することができない場合の理由

ネットパトロールが効果的に作用することにより、人権侵害事案の件数等が減少することが望まれる。このため、事業成果を指標として示すことはできない。継続的にパトロールを実施できること自体が、事業の目標と考えている。

(これまでの取組内容と成果)

| | |
|-------------------|--|
| 令和 2 年 度 | 県内における新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害が疑われるインターネット上の情報について検索・監視を行い、人権侵害が疑われる事案については、法務局へ通報するなど関係機関へ情報提供を行った。 |
| | 指標① 目標 : _____ 実績 : _____ 達成率 : _____ % |
| 令和 3 年 度 | ネットパトロールの実施により4,628件の人権侵害が疑われる書き込みを検出し、その中でも特に悪質と思われる102件については、法務局への通報を行い、書き込み削除に向けた働きかけを行った。 |
| | 指標① 目標 : _____ 実績 : _____ 達成率 : _____ % |
| 令和 4 年 度 | |
| | 指標① 目標 : _____ 実績 : _____ 達成率 : _____ % |

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

| | |
|-----------|--|
| (評価) 3 | 社会的に注目された課題であり、県民の人権を守るとともに、被害者を救済するために必要な事業である。 |
|-----------|--|

・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

3：期待以上の成果あり
2：期待どおりの成果あり
1：期待どおりの成果が得られていない
0：ほとんど成果が得られていない

| | |
|-----------|--|
| (評価) 3 | 問題事案の早期発見のために専門業者がネットパトロールにより監視を行うとともに、法的措置を希望される方に弁護士による無料法律相談を行うことは、早期対応につながる有効な対策である。 |
|-----------|--|

・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている

| | |
|-----------|---|
| (評価) 2 | 期間を通して広範囲に及ぶパトロールが可能であり、問題発生時には重点的・継続的に監視を行うことが可能である。また、県弁護士会の協力の下、必要に応じて弁護士による無料相談を実施できる仕組みとしており、効率的な体制となっている。 |
|-----------|---|

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

ネットパトロールに精通した者による継続的なパトロール及び弁護士による相談支援が必要である。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

ネットパトロール業務を外部専門業者に委託するとともに、必要に応じて弁護士による無料法律相談を実施することにより、問題事案の早期発見・早期対応が可能となることから、来年度も一層進め、人権侵害を未然に防止し県民の人権を守るとともに、被害者救済につなげていく。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

| | |
|----------------------------|-------|
| 組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課 | 【〇〇課】 |
| 組み合わせて実施する理由 や期待する効果 など | |